

8. 福祉用具について

(1) 福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具貸与の価格については、同一製品で非常に高額となるケース（いわゆる「外れ値」）が一部存在していること等を踏まえ、平成21年8月国保連合会介護給付適正化システムを改修し、製品毎に価格の分布状況（全国、都道府県別、保険者別）を把握可能とするとともに、製品毎の価格幅等を抽出可能とする検索条件を拡充している。

このシステムを活用し、福祉用具貸与価格に関する項目を含む介護給付費通知について、615保険者（平成23年度）において取り組んでいただいているが、当該システム改修により福祉用具の価格情報の把握が可能となった保険者では、貸与価格の低下など外れ値の改善に一定の効果が見られる。

各都道府県におかれては、当該システムの一層の活用をお願いするとともに、価格の適正化に係る施策の推進をお願いする。

(2) 福祉用具サービス計画について

平成24年度介護報酬改定に伴い、平成24年4月1日より、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売について、利用者の状態に応じた福祉用具の選定や介護支援専門員等との連携を強化するため、福祉用具貸与事業者及び特定福祉用具販売事業者に対し、利用者ごとに個別サービス計画の作成を義務付けたところである。

なお、事務負担の軽減を図る観点から、施行日に存在する指定福祉用具貸与事業者及び指定特定福祉用具販売事業者については、平成25年3月31日までの間は、従前の例によることができる旨の経過措置を設けているが、本年4月1日以降は、全事業者において作成しなければならないので、遺漏なきよう、関係者に周知徹底をお願いする。

(3) 福祉用具の安全性及び利便性の確保等について

①安全確保について

福祉用具に係る事故防止のため、これまで、消費者庁が消費者生活用製品安全法に基づき、重大製品事故情報として公表した情報については、各都道府県、市町村及び関係団体に対し、情報提供を行い、安全確保についてお願いしているところである。

特に、医療・介護ベッド用サイドレール等のすき間に挟み込む事故については、相変わらず発生している状況を踏まえ、平成24年6月6日付課長通知により、注意喚起をするとともに、事故防止のための点検を依頼したところである。しかしながら、その後も死亡事故等が継続的に発生していることから、点検状況についてフォローアップ調査をしたところである。回答があった施設、事業者のうち、稼働中のベッドのうち80%以上は点検し、そのうち危険性があったベッドは25%という結果であった。(調査結果の概要等については、別紙資料○を参照されたい。)

各都道府県においては、回答がなかったあるいは未点検のベッドがある事業者等に対して、引き続き、点検していただくよう周知徹底されたい。

また、消費者庁が在宅介護者向けに行ったアンケート調査では、事業者や行政からの注意喚起が、実際の在宅介護者の半数以上に伝わっておらず、伝わっていても、危険性を感じず対策を講じていない介護者が多いという結果がある。そのため、平成24年11月2日に、各福祉用具貸与事業者に対して、介護ベッドに係わる事故の危険性及び対策について、実際の介護者に対して、貸与時やモニタリング時に説明するよう依頼しているところである。

介護ベッドをはじめとする福祉用具の安全確保については、定期的に行うことが重要であるため、引き続きご配慮をお願いする。

②福祉用具臨床的評価事業について

福祉用具の安全性・利便性を確保する取組として、平成21年度から、福祉用具臨床評価事業を創設し、利用者が使用する場面（臨床）での客観的指標に基づく安全

性・操作性に関する評価を行っているところである。

認証された福祉用具の情報は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページに掲載されているので参考とされたい。

(参考) テクノエイド協会ホームページ

<http://www.techno-aids.or.jp/qap/index.php>

(4) 福祉用具専門相談員指定講習会について

平成18年3月31日以前に「都道府県知事が指定講習会と同等以上」と認めていた講習を、平成18年4月1日以降も福祉用具専門相談員指定講習に相当する講習として取り扱うためには、「福祉用具専門相談員について」(平成18年3月31日付老振発0331011号厚生労働省老健局振興課長通知)により、都道府県知事による公示が必要としているところである。

また、「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議における質問に対する回答」(平成24年3月7日付事務連絡)で、同等以上と認めていた講習であって、公示が行われていない講習会がある場合には、同等以上の講習として取り扱っていた事実を確認の上、平成18年4月1日に遡って認めて差し支えないとしているところである。

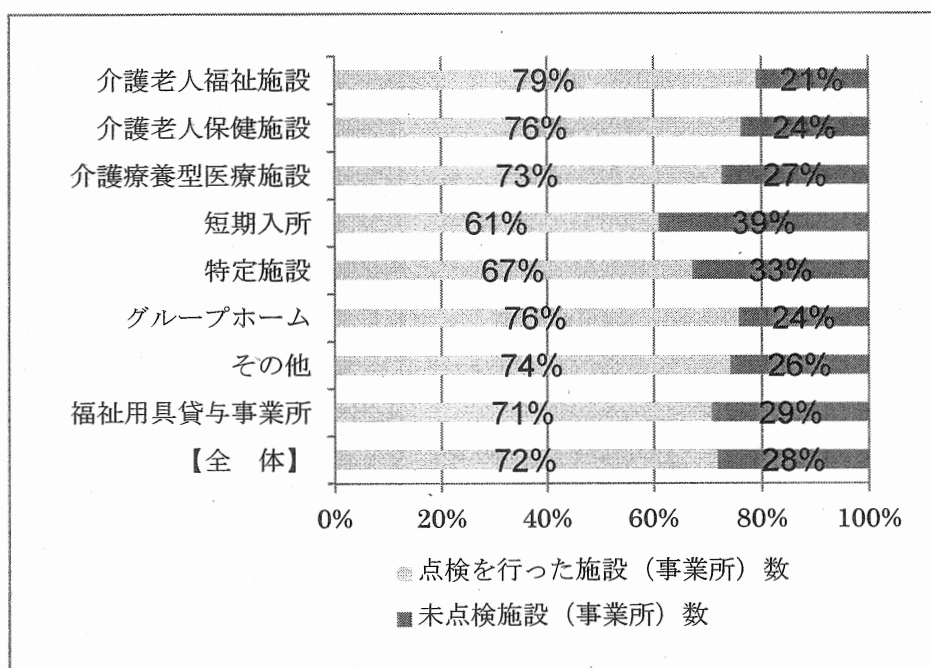
なお、同等以上の講習として認めていたものとして、例えば、全国病院理学療法協会主催の運動療法機能訓練技能講習会を受講し、さらに介護に関する基礎知識の補習講習を修了したもの等が考えられるが、各都道府県におかれては、公示漏れがないよう、あらためて確認等されたい。

介護ベッドの安全点検に係るフォローアップ調査結果について

平成24年6月6日付課長通知により、介護ベッド用サイドレール等の事故に対して注意喚起をするとともに、医療・介護ベッド安全点検チェック表を参考に事故防止のための点検依頼をした。その点検状況について、取りまとめた。

1. 点検を実施した施設（事業所）

○約7割の施設等が安全点検を実施。一方、約3割は安全点検について未実施。

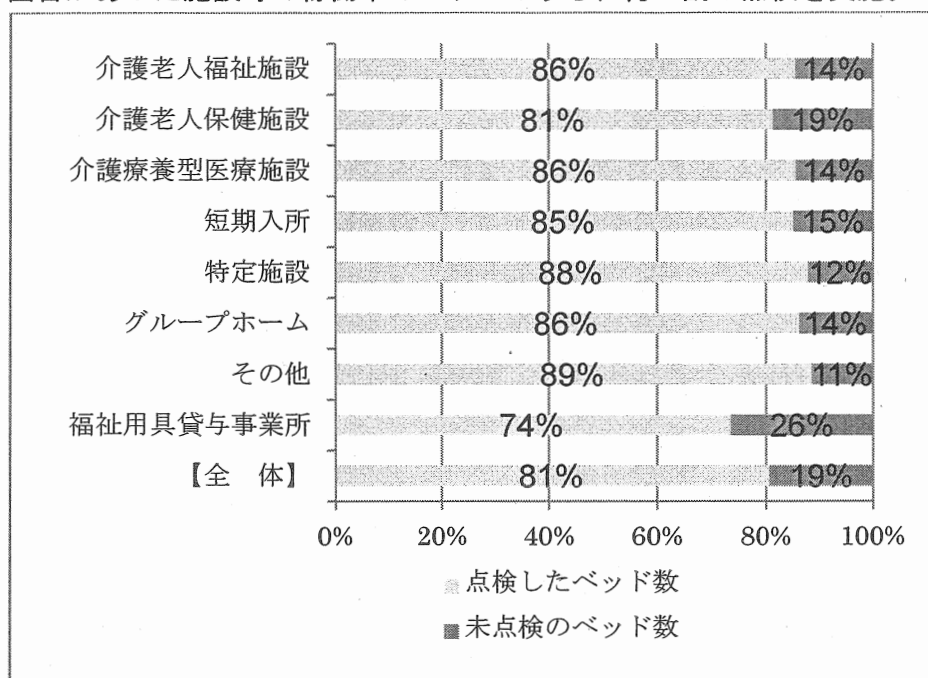


※1 各都道府県、指定都市、中核市からの報告を集計したもの。

※2 未点検施設（事業所）とは、「安全点検チェック表を用いて点検をまだ行っていない」及び「未回答」のところである。

2. 回答があった施設等のうち、点検したベッドの割合

○回答があった施設等の稼働中のベッドのうち、約8割は点検を実施。

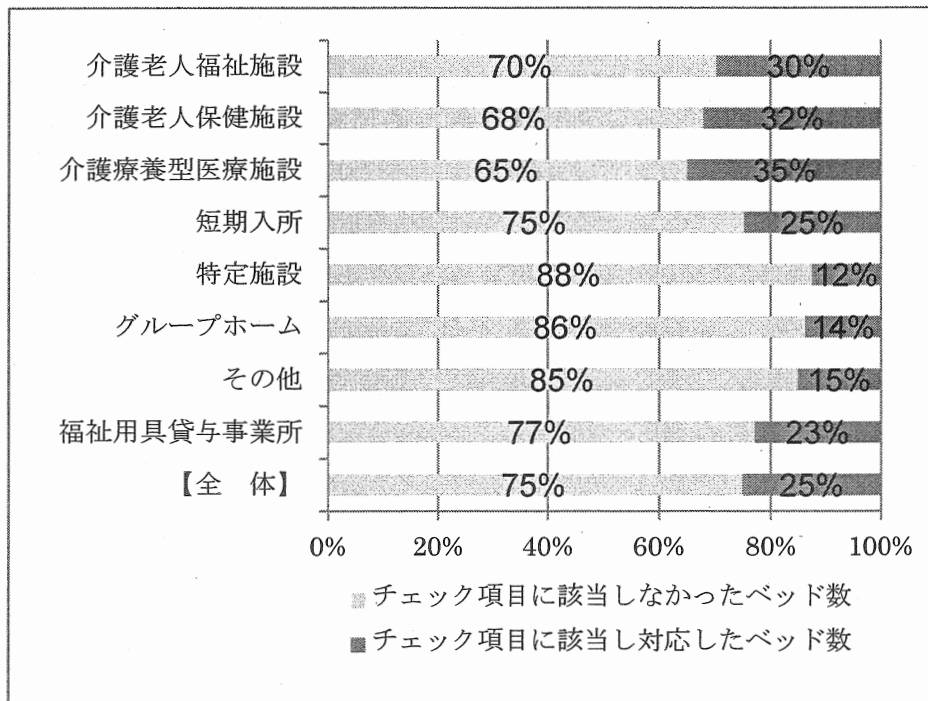


※ 未点検のベッドには、点検したが、チェック項目に該当し、今後対応予定のものも含んでいる。

3. 危険性の有無等

○点検したベッドのうち、約3/4は事故の危険性が低いものであった。

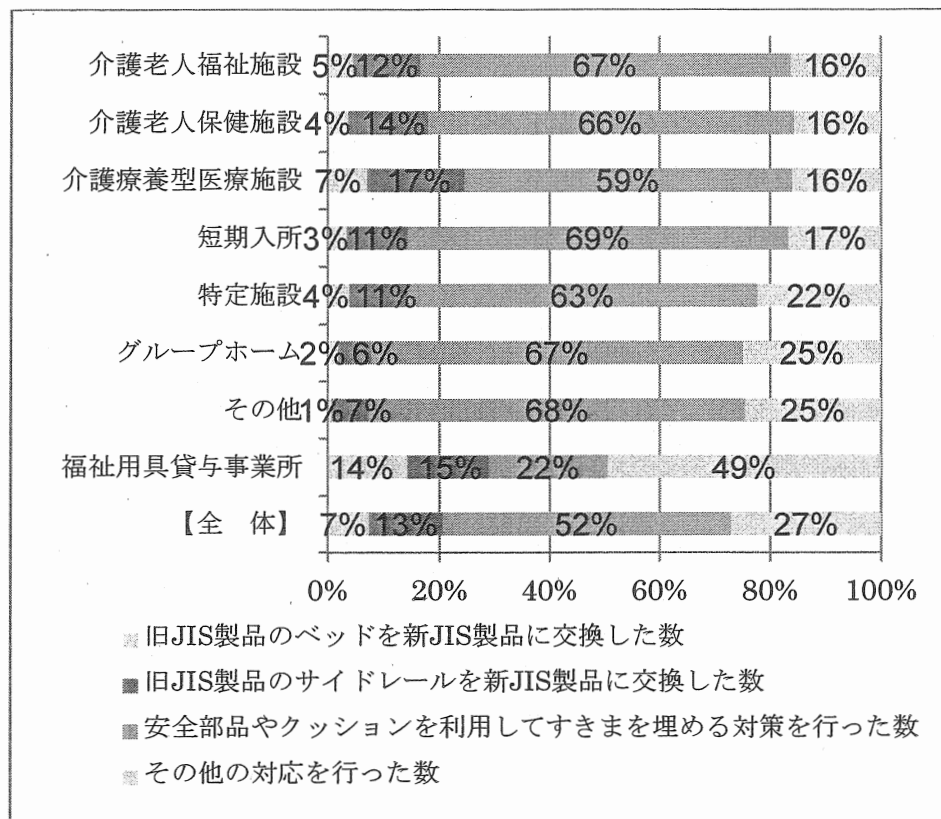
一方、約1/4は事故の危険性がみられ、今回対応がとられている。



4. チェック項目に該当し、対応した内容

○事故の危険性がみられたベッドについて、施設では、約7割近くが安全部品やクッションを利用してすきまを埋める対応を行っている。

一方、福祉用具貸与事業所では、約5割がその他の対応を行っている。



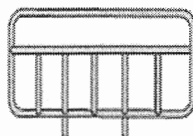
※ その他の対応の具体的内容については不明であるが、利用者・家族への注意喚起等が考えられる。

医療・介護ベッド安全点検チェック表 (参考)

医療・介護ベッドを安全にお使いいただくために

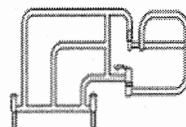
- ① 近年、医療・介護ベッドのサイドレールやベッド用グリップによる死亡事故等が報告されています。
- 事故の多くは利用者の首や手足がサイドレール等のすき間や、内部の空間に入り込んだことによるものです。これらの事故の多くは、利用者の身体状況や使用状況によると思われるものであり、危険な部分があるかどうかの確認と正しい使い方によって未然に防ぐことができます。
- このたび「医療・介護ベッド安全普及協議会」では、サイドレール等による事故を未然防止していただくために、「医療・介護ベッド安全点検チェック表」を作成いたしました。医療・介護ベッドでサイドレール等をご利用の際には、このチェック表で点検項目を確認し、必要に応じて対応を行ってください。
- また、事故事例とその対応策を紹介した動画「医療・介護ベッドに潜む危険」もホームページで見ることができますので、合わせてご利用下さい。

サイドレール



サイドレールは、ベッドで寝ている人の転落や寝具の落下を予防するための製品です。

ベッド用グリップ



ベッド用グリップは、ベッド上での起き上がりやベッドからのたちあがりなどの動作を補助するための製品です。

- ・すき間を埋める対応品（スペーサー、サイドレールカバー等）のご利用は、各メーカーにお問合せください。
- ・製品事故の未然防止のため、安全対策が強化された2009年改正の新JIS規格が要求する寸法を満たす製品を使用すること一つの方法です。

特にご注意ください方

- ・発作、病状、症状などにより、自分の体を支えられずサイドレール等に倒れ込む可能性のある方
- ・自力で危険な状態から回避することができないと思われる方
- ・認知機能障害などにより、ベッド上で予測できない行動をとられる方
- ・片マヒなどの障害などにより、体位を自分で保持できない方

留意事項

挟み込み事故予防の観点から、ベッドの利用開始前に、ベッドやサイドレール等におけるすき間を確認し、ベッド利用者の心身の状態や、利用環境から、挟み込み事故の危険性がある場合は、以下の対応を行ってください。

- ・クッション材や毛布などですき間を埋める
- ・すき間を埋める対応品を使用する（対応品の内容については各メーカーにご相談ください）
- ・サイドレール等の全体をカバーや毛布で覆う
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う

●製品や対応品に関するお問合せは、各メーカーをお願いします。

協議会会員	お問い合わせ先	ホームページ
アイシン精機株式会社	0566-24-8882	http://www.aisin.co.jp/product/welfare/index.html
シーホネンス株式会社	0120-20-1001	http://www.seahonence.co.jp/
パラマウントベッド株式会社	0120-36-4803	http://www.paramount.co.jp/
株式会社プラッツ	0120-77-3433	http://www.platz-ltd.co.jp/
フランスベッド株式会社	0120-39-2824	http://www.francebed.co.jp/
株式会社モルテン	03-3625-8510	http://www.molten.co.jp/health
株式会社ランダルコーポレーション	048-475-3662	http://www.lundal.co.jp

⑤ 医療・介護ベッド安全普及協議会【ホームページ】<http://www.bed-anzen.org>【お問い合わせ先】03-3648-5510
ホームページではベッドを正しく安全にご利用いただくための「動画」や「パンフレット」を掲載しています。

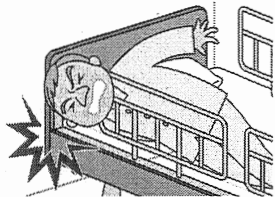
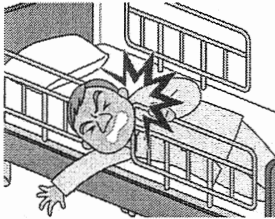
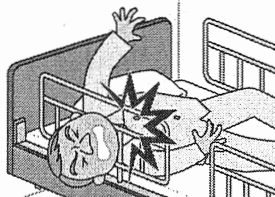
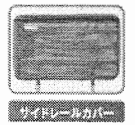
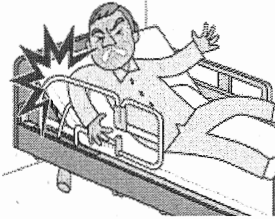
医療・介護ベッド安全チェック表

氏名

記入日: 年 月 日

チェック項目

※チェック項目ごとに危険がないか確認し、必要に応じて対応を行ってください。
※チェック項目が該当しない、もしくは対応したら☑を入れましょう。

チェック項目	事件事例と対応方法例	チェック欄
①ボードとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなき間はありますか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。) 	《事件事例》 無理な体勢でベッドの下にある物を取ろうとした時に、ヘッドボードとサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。 《対応方法例》 ●ベッド周りを整理整頓し、利用者が身を乗り出さないように配慮しましょう。 ●ボードとサイドレール等のすき間をクッション材や毛布等を入れて埋めましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。	☐  クッション等
②サイドレールとサイドレール等の間に首を挟み込みそうなき間はありますか？ (首の挟み込みに対して、より安全であるためのすき間寸法の目安は、直径6cmの物が入り込まないこと、もしくは23.5cm以上です。) 	《事件事例》 ベッドの背中を上げた状態で、目を離している間に利用者がバランスを崩し、2本のサイドレールのすき間に首を挟み込んでしまった。 《対応方法例》 ●利用者から目を離す際は、ベッドの背中を必ずフラットに戻しましょう。 ●すき間を埋める対応品を利用しましょう。 ●新JIS規格が要求する寸法を満たすサイドレール等に交換しましょう。	☐  スペーサー
③サイドレール等に頭を閉じ込みそうなき間はありますか？ (頭の閉じ込みに対して、より安全であるための目安は、直径12cmの物が通らないことです。) 	《事件事例》 ベッドから起き上がる際にバランスを崩し、サイドレール内の空間に頭が入り込んでしまった。 《対応方法例》 ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。 ●すき間が小さく、より安全なサイドレール等に交換しましょう。	☐  サイドレールカバー
④利用者の状態を確認しながら、ベッドの操作を行っていますか？ 	《事件事例》 利用者の手や足がサイドレールの中に入っている状態で、介護する方がベッド操作をし、手や足を挟んでしまった。 《対応方法例》 ●ベッドを操作する前と、操作中最低1度は動作を止めて利用者の状態を確認しましょう。(※看護・介護する方が立っている場所と反対側は、布団などの死角となり特に注意が必要です。) ●カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーを必要に応じて利用しましょう。	☐  サイドレールカバー

※すき間を埋める対応品、カバーで覆われたサイドレール等や後付けカバーは各メーカーにお問い合わせ下さい。